

○鯖江・丹生消防組合消防本部および消防署の設置等に関する条例

昭和44年11月15日

条例第3号

平成17年1月から改正経過を注記

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第1項の規定にもとづき、消防本部および消防署の設置、位置および名称ならびに消防署の管轄区域を定めるものとする。

(平18条例4・一部改正)

(消防本部および消防署の設置)

第2条 鯖江市および越前町の消防事務を処理するため、次の機関を置く。

(1) 消防本部

(2) 消防署

(平17条例1・一部改正)

(消防本部の位置および名称)

第3条 消防本部の位置および名称は、次のとおりとする。

位置 鯖江市西山町13番22号

名称 鯖江・丹生消防組合消防本部

(消防署の位置、名称および管轄区域)

第4条 消防署の位置、名称および管轄区域は、次のとおりとする。

位置 鯖江市西山町13番22号

名称 鯖江・丹生消防組合消防署

管轄区域 鯖江市・越前町

2 消防署の管轄区域内に分署および分遣所を設置することができる。

(平17条例1・平21条例1・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和48年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。

附 則(平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第1号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。